

平成29年8月5日(土)午後1時30分～
東京都渋谷区渋谷3-28-8 第三久我屋ビル7F

特定非営利活動法人インターネ ット家庭教師集団ヘルベテ 設立総会



特定非営利活動法人インターネット家庭教師集団ヘルペテ 設立総会 議事次第

- 日時 平成29年8月5日(土)午後1時30分～
- 場所 東京都渋谷区渋谷3-28-8 第三久我屋ビル7F

1. 開会の挨拶

2. 出席者の確認

3. 審議事項

- 1) 第一号議案 特定非営利活動法人インターネット家庭教師集団ヘルペテの設立について
- 2) 第二号議案 特定非営利活動法人インターネット家庭教師集団ヘルペテの定款について
- 3) 第三号議案 設立当初の役員について
- 4) 第四号議案 設立当初の資産について
- 5) 第五号議案 事業計画及び活動予算について
- 6) 第六号議案 設立当初の年会費について
- 7) 第七号議案 確認書の確認について
- 8) 第八号議案 法人設立認証申請について

5. 閉会の挨拶

第一号議案

特定非営利活動法人インターネット家庭教師集団ヘルペテの設立について

特定非営利活動法人インターネット家庭教師集団ヘルペテ 設立趣旨書

21世紀に入り「格差」が社会問題を語る上でキーワードとなってきました。子どもの世界においても、「学びたい」、「進学したい」と思っても子供本人が置かれた環境によっ

てそれが許されないケースが顕在化し、近年、深刻な社会問題となっております。いわゆる、子どもの「教育格差」です。このため、このような子どもたちが誰でも利用できるような学習支援の場が必要となっております。

私たちは、「所得格差」からくる家庭の経済的問題が主因となり、更に距離的な面から塾など学習施設に通えないという地理的問題も加わって、深刻な「教育格差」を生んでいると考えます。すなわち、親の低収入などにより子どもが望んでも経済的に塾や予備校などに通わせられない家庭が多く存在します。また、塾や予備校などは都市に集中しており、距離的制約から、経済的に余裕があっても通うことが難しい子どもも一定数存在します。つまり、子どもが生まれ育った環境によって教育を受ける機会が大きく左右されてしまうという現実があります。このため、多くの子どもたちが、勉強に対する意欲があっても、経済的又は地理的理由から大学への進学や学力向上の道が閉ざされています。

私たちは、このような課題の解決に少しでも貢献したいと考え、平成26年5月に任意団体「Skype 家庭教師集団ヘルベテ」を設立し、インターネットの通話アプリケーションを利用して、非営利での個別学習支援の橋渡し活動を行って参りました。その成果として、この3年間に累計16人の高校生などが、この団体による追加的学習支援を受けて、希望する大学に入学しました。

また、平成28年11月からJR五日市駅前で教室方式による学習支援を始めました。この周辺は塾などの学習施設が少なく、母子家庭など経済的に困難な世帯などから強い要望があったからです。インターネットを通じた学習支援と併せて、教育過疎地域での直接学習支援も必要と考えております。

このような活動の中で、生徒・保護者から「学校にいるだけでは触れ得ない社会人などから勉強を教わることで、受講した教科以外にも社会的な知識が深まった」という声が多く聞かれました。子どもたちに上の世代と交流できる機会を提供し、進路や生き方について社会人などの立場から助言を行うことも当団体の大きな役割の一つであると認識しています。

私たちは、この活動を通じて、経済的又は地理的な障害を乗り越えて、さまざまな勉強の機会を非営利で提供し、子どもたちの健全な育成と社会的な教育環境の改善に寄与したいと考えています。

しかし、このような活動を更に広げていく上で、団体の適確な運営、資産の保有・管理、契約の締結などの面で支障の出ることが予想されます。このため、法人化が急務の課題となり、法人化に向けた検討を行ってきました。この団体は、全ての役員・教師が本業を持ちつつ社会貢献として参加しており、営利を目的とする団体ではないので、いわゆる会社法人は相応しくありません。

また、多くの市民や行政・関係団体の理解と協力をいただきながら活動を展開していくため、ガバナンスの強化や市民への説明責任を重視し、開かれた団体として情報公開を徹底する方針であります。このような公益的な観点からも、数ある法人格の中でも最も相応しいのは、特定非営利活動法人であると考えます。

平成29年8月5日

設立代表者 住所
氏名 印

第二号議案

特定非営利活動法人インターネット家庭教師集団ヘルベテの設立について

特定非営利活動法人 インターネット家庭教師集団ヘルベテ 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人インターネット家庭教師集団ヘルベテと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都あきる野市乙津2069番地に置く。

(目的)

第3条 この法人は、勉強に意欲のある高校生などを対象として、インターネットを活用した学習支援を橋渡しする事業を基幹としつつ、併せて、地域において教室方式での学習支援を提供する事業などを実施し、経済的又は地理的理由から追加的学習支援を受けられない者たちに、さまざまな勉強の機会を非営利で提供することにより、子どもたちの健全な育成と社会的な教育環境の改善に資することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) インターネットを活用した学習支援の橋渡し事業
- (2) 地域での教室方式による学習支援の提供事業
- (3) 学生及び社会人を対象とする講演会・交流会開催事業
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種類)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動法人促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 教師会員 この法人の目的に賛同し、学習指導の教師として入会した個人
- (3) 協力会員 この法人の目的に賛同し、その運営又は業務を支援するために入会した個人
- (4) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、援助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、教師会員を除いて、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。ただし、教師会員については、理事長が別に定める要件を満たし、理事会の承認を必要とする。

4 理事長は、第2項の規定による申し込みがあったときに、入会を認めない場合は、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(年会費)

第 8 条 会員は、総会において別に定める年会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届を提出したとき

(2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき

(3) 継続して 2 年以上年会費を滞納したとき

(4) 除名されたとき

(退 会)

第 1 0 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第 1 1 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又はその目的に反した行為をしたとき

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第 1 2 条 すでに納入した年会費その他の抛出金品は、正当な理由がある場合を除き、返還しない。

第 3 章 役 員

(役員の数及び役職)

第 1 3 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 人以上 7 人以内

(2) 監事 1 人以上 2 人以内

2 理事のうち 1 人を理事長とし、1 人を副理事長とする。

(選任など)

第 1 4 条 理事及び監事の数及び任期は、前条第 1 項に規定する範囲で、理事会において定める。

2 役員は、正会員の中から総会において選任する。

3 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

5 法第 2 0 条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることはできない。

6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。また、監事は理事の親族その他理事と特別な関係のある者であってはならない。

(職 務)

第 1 5 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること

- (2) この法人の財産の状況を監査すること
- (3) 前2号の監査が行われたときは、理事会及び総会に監査結果を報告すること
- (4) 監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを理事会に報告するとともに、総会又は所轄庁に報告すること
- (5) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
- (6) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事会で意見を述べること

(任期など)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪え得ないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬など)

第19条 役員は、その地位にのみ基づいて報酬を受けることはできない。ただし、理事が職員として給与を受ける場合はこの限りでない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

第4章 会議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1)定款の変更
- (2)解散及び合併
- (3)会員の除名
- (4)事業計画及び予算並びにその変更
- (5)事業報告及び決算
- (6)役員を選任及び解任
- (7)年会費の額
- (8)重要な財産の取得及び処分
- (9)長期の金銭の借入れその他新たな義務の負担及び権利の放棄(ただし、軽微な場合を除く。)
- (10)団体への加盟
- (11)解散における残余財産の帰属
- (12)その他この法人の運営に関する重要事項で、理事会で総会付議を議決したもの

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回、事業年度終了の日から3ヵ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1)理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2)正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき
- (3)監事が第15条第5項第5号の規定に基づいて招集するとき

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項について、書面又は電磁的方法(電子メールの送信による方法をいう。以下同じ。)により、開催の日から少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。ただし、審議事項と特別な利害関係にある正会員は、議長となることができない。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第27条 総会における審議事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、総会出席の2分の1以上の同意により議題とすることができる。

- 2 総会の議決は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(総会の表決権など)

第28条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知され

た事項について、書面若しくは電磁的方法により表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項並びに第50条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会における議決について、その議決事項に特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。その場合、その議決に関しては、その正会員を総会出席総数に含めないものとする。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合は、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 監事は、理事会に陪席することができる。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事総数の2分の1以上理事から、理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき

(3) 監事から、第15条第5項第4号又は第6号の規定に基づき、その目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所又は方法、目的及び審議事項について書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

- 4 理事会は、理事長が緊急開催などの必要から適当と認めた場合は、サイバー空間を利用して遠隔面談の方法により行うことができる。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、理事長と特別な利害関係にある審議事項については、他の理事が議長となる。

(理事会の定足数)

第35条 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第36条 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権など)

第37条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法により表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前2条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別に利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。その場合、その理事は前条の理事総数に含めない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所又は方法
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者がある場合は、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印しなければならない。ただし、会議出席者が議長のほかに1人の場合は、議事録署名人は1人とする。

第5章 資産

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 年会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じた収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、財務担当理事が管理する。

- 2 財務担当理事は、理事会で選任する。ただし、理事長は財務担当理事を兼ね

ることができない。

第6章 会計

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、次に掲げる原則に従って、行わなければならない。

- (1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること
- (2) 活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財務状態に関する真実な内容を明瞭に表示すること
- (3) 会計処理の基準及び手続きは、基本的に毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 予算の成立が事業年度開始日に間に合わないときは、前条の規定にかかわらず、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、長期の金銭の借入れその他新たな義務の負担を行い、又は権利の放棄をしようとするときは、軽微な場合を除き、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経て、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

- 2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第51条 この法人は、次に掲げる理由により解散する。

(1) 総会の決議

- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の多数による議決を経なければならない。
- 3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる法人の中から、総会において議決したものに譲渡する。

(合 併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の多数による議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人が管理するインターネット上のホームページに掲載するとともに、次に掲げる事項に該当するときは、官報に掲載して行う。

- (1) 解散した場合に清算人が債権者に対して行う公告
- (2) 清算人が清算法人について破産手続開始の申立てを行った旨の公告

第9章 補 則

(細 則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。
 - 理事長
 - 副理事長
 - 理事
 - 監事
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成31年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成31年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第45条の規定にかかわらず、設

立総会の定めるところによる。

- 6 この法人の設立当初の年会費は、第8条及び第22条第7号の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員(個人)	6,000円 (ただし、大学生は3,000円)
教師会員(個人)	1,000円
協力会員(個人)	2,000円
賛助会員(個人)	1口5,000円(1口以上)
賛助会員(団体)	1口10,000円(1口以上)

第三号議案

設立当初の役員について

役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿

		特定非営利活動法人インターネット家庭教師集団ヘルペテ			
	役名	(フリガナ) 氏名	住所又は居所	報酬の有無	役職名等
1	理事	オザワ ナオキ 小澤直樹	東京都あきる野市乙津 2069	無	理事長
2	理事	モテキンウスケ 茂木草介	群馬県前橋市下小出町 2 丁目 1 番地 4FINE 小出 101 号	無	副理事長
3	理事	アキヤマ ナオキ 秋山直樹	東京都世田谷区奥沢二丁目 14 番 5 号 自由が丘ハイツ 107	無	理事
4	監事	スダタカシ 須田恭史	東京都板橋区赤塚 2-32-13	無	

第四号議案
設立当初の資産について

設立当初の財産目録

特定非営利活動法人インターネット家庭教師集団ヘルペテ

科 目	金 額(単位:円)
-----	-----------

I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金			
現金 現金手許有高	0		
普通預金 りそな銀行あきる野支店	30,000		
流動資産合計		30,000	
2 固定資産			
什器備品			
固定資産合計	0		
資産合計		0	30,000
II 負債の部			
1 流動負債			
流動負債合計	0		
2 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			
正味財産	0		0
			30,000

第五号議案

事業計画及び活動予算について

平成30年度 事業計画書

成立の日から平成31年3月31日まで

特定非営利活動法人 インターネット家庭教師集団ヘルベテ

1 事業実施の方針

平成30年度は法人活動の初年度となるので、活動を広く理解していただくため、広報宣伝に注力するとともに、活動基盤を強化するため、会員・教師の増大を図り、インターネットを活用した学習支援の橋渡し事業を広く展開する。また、地域での学習支援提供事業及び講演会・交流会の開催事業を行い、総合的に事業間連携を模索する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施予定 場所	従事 者の 予定 人数	受益対 象者の 範囲及 び予定 人数	事業費 の予算 額 (千円)
インターネットを活用した学習支援の橋渡し事業	希望する生徒に教師を紹介し、教師の行う学習支援を監督する。	通年	サイバースペース	20人	高校生など26人	125
地域での教室方式による学習支援の提供事業	地域で教室を借り上げ、夜間などに直接学習支援する。	通年	あきる野市JR五日市駅前の「東京裏山ベース」	3人	高校生など6人	769
学生及び社会人を対象とする講演会・交流会開催事業	学生と社会人が共通の課題について講演を聴き、意見交換の場を設けて交流する。	8月	東京都心の公共施設会議室	5人	教育問題に関心のある学生及び社会人40人	15

平成31年度 事業計画書

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

特定非営利活動法人 インターネット家庭教師集団ヘルベテ

1 事業実施の方針

平成31年度は法人活動の2年目となるので、学習支援を必要としている高校生などに法人活動情報が伝達されるよう引き続き注力するとともに、活動基盤の充実を図りつつ、インターネットを活用した学習支援の橋渡し事業を一層拡大する。また、地域での学習支援の提供事業及び講演会・交流会開催事業との連携を深め、連携効果を生かしていく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施予定 場所	従事 者の 予定 人数	受益対 象者の 範囲及 び予定 人数	事業費 の予算 額 (千円)
インター ネットを 活用した 学習支援 の橋渡し 事業	希望する生徒に教師を紹介し、教師の行う学習支援を監督する。	通年	サイバースペース	30人	高校生 など 45人	193
地域での 教室方式 による学 習支援の 提供事業	地域で教室を借り上げ、夜間などに直接学習支援する。	通年	あきる野市JR五日市駅前の「東京裏山ベース」他	3人	高校生 など 6人	769
学生及び 社会人を 対象とす る講演 会・交流 会開催事 業	学生と社会人が共通の課題について講演を聴き、意見交換の場を設けて交流する	8月	東京都心の公共施設会議室	5人	教育問題に関心のある学生及び社会人 50人	20

書式第10号 法第10条・第25条関係)			
平成30年度 活動予算書			
成立の日から平成31年3月31日まで			
特定非営利法人インターネット家庭教師集団ヘルペテ			
単位円)			
科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	81,000		
教師会員受取会費	3,000		
協力会員受取会費	8,000		
賛助会員受取会費	100,000	192,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	50,000	50,000	
3 受取助成金等			
受取補助金	0		
受取助成金	0	0	
4 事業収益			
インターネットを活用した学習支援の橋渡し事業	78,000		
地域での教室方式による学習支援の提供事業	780,000	858,000	
学生及び社会人を対象とする講演会・交流会開催事業	0		
5 その他収益			
受取利息	10		
雑収入	0		
経常収益計			1,100,010
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	463,200		
福利厚生費	0		
通勤費	22,560		
人件費計	0	485,760	
(2) その他経費			
教材費	95,000		
通信運搬費	0		
消耗品費	15,000		
印刷製本費	0		
賃借料	303,000		
会議費	0		
広告宣伝費	0		
旅費交通費	0		
光熱水料費	0		
保険料	0		
委託費	0		
謝礼金	10,000		
その他経費計		423,000	
事業費計		908,760	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
福利厚生費	0		
通勤費	0		
人件費計		0	
(2) その他経費			
通信印刷費	0		
印刷製本費	30,000		
賃借料	0		
消耗品費	0		
旅費交通費	0		
会議費	0		
光熱水料費	0		
保険料	0		
委託費	0		
広告宣伝費	42,000		
支払手数料	3,000		
雑費	0		
その他経費計	0	75,000	
管理費計		75,000	
経常費用計			983,760
当期経常増減額			116,250
III 経常外収益	0	0	0
経常外収益計			0
IV 経常外費用	0	0	0
経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			116,250
法人税、住民税及び事業税			70,000
設立時正味財産額			30,000
次期繰越正味財産額			76,250

平成31年度 活動予算書

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

特定非営利法人インターネット家庭教師集団ヘルペテ

(単位円)

科目	金額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	120,000	
教師会員受取会費	6,000	
協力会員受取会費	14,000	
賛助会員受取会費	150,000	290,000
2 受取寄附金		
受取寄附金	50,000	50,000
3 受取助成金等		
受取補助金	0	
受取助成金	0	
4 事業収益		
インターネットを活用した学習支援の橋渡し事業	135,000	
地域での教室方式による学習支援の提供事業	780,000	915,000
学生及び社会人を対象とする講演会・交流会開催事業	0	
5 その他収益		
受取利息	10	
雑収入		
経常収益計		1,255,010
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	483,200	
福利厚生費	0	
通勤費	22,560	
人件費計		505,760
(2) その他経費		
教材費	142,500	
通信運搬費	0	
消耗品費	25,000	
印刷製本費	0	
賃借料	303,000	
会議費	0	
広告宣伝費	0	
旅費交通費	0	
光熱水料費	0	
保険料	0	
委託費	0	
謝礼金	10,000	
その他経費計	0	480,500
事業費計		986,260
2 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
福利厚生費	0	
通勤費	0	
人件費計		0
(2) その他経費		
通信運搬費	0	
印刷製本費	50,000	
賃借料	0	
消耗品費	0	
旅費交通費	0	
会議費	0	
光熱水料費	0	
保険料	0	
委託費	0	
広告宣伝費	60,000	
支払手数料	3,000	
雑費	0	
その他経費計		113,000
管理費計		113,000
経常費用計		1,099,260
当期経常増減額		155,750
III 経常外収益		
経常外収益計		0
IV 経常外費用	0	0
経常外費用計		0
税引前当期正味財産増減額		155,750
法人税、住民税及び事業税	18	70,000
前期繰越正味財産額		76,250
次期繰越正味財産額		162,000

第六号議案

設立当初の年会費について

年会費

この法人の設立当初の年会費は次に掲げる額とする。

正会員(個人)	6,000円	(ただし、大学生は3,000円)
教師会員(個人)	1,000円	
協力会員(個人)	2,000円	
賛助会員(個人)	1口5,000円	(1口以上)
賛助会員(団体)	1口10,000円	(1口以上)

第七号議案

確認書の確認について

第七号議案確認書の準拠条文

特定非営利活動促進法(抜粋)

第二条 (省略)

2 この法律において、「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体で会って、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

一 (省略)

二 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものではないこと。

ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものではないこと。

ハ 特定の公職(公職選挙法第三条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。以下同じ。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものではないこと。

第十二条 所轄庁は、第十条第一項の認証の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その設立を認証しなければならない。

一 (省略)

二 (省略)

三 当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。

イ 暴力団(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第四七条第六号において同じ。)

ロ 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制の下にある団体

第八号議案

法人設立認証申請について

平成29年 月 日

東京都知事 殿

申請者 郵便番号 197-0802
住所 東京都あきる野市草花 1407 番地 3
氏名 佐藤 源 印
電話番号 042-550-5360
ファクシミリ番号 042-550-5360

特定非営利活動法人設立認証申請書

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により、下記のとおり特定非営利活動法人を設立することについて認証を受けたいので、申請します。

記

1 (フリガナ) 特定非営利活動法人の名称	トクテイヒエイリカツドウホウジンインターネットカテイキョウシシュウダンヘルベテ 特定非営利活動法人インターネット家庭教師集団ヘルベテ
2 (フリガナ) 特定非営利活動法人の代表者の氏名	オザワ ナオキ 小澤 直樹
3 主たる事務所の所在地	郵便番号 190-0174 東京都あきる野市乙津2069番地 電話番号 050-3479-6642 ファクシミリ番号 042-595-1007
4 その他の事務所の所在地	—
5 定款に記載された目的	この法人は、勉強に意欲のある高校生などを対象として、インターネットを活用した学習支援を橋渡しする事業を基幹としつつ、併せて、地域において教室方式での学習支援を提供する事業などを実施し、経済的又は地理的理由から追加的学習支援を受けられない者たちに、さまざまな勉強の機会を非営利で提供することにより、子どもたちの健全な育成と社会的な教育環境の改善に資することを目的とする。